(六)　農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農地中間管理機構が、平成二六年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に、農地売買等事業により一定の区域内の農用地等を取得する場合における当該農用地等に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を、一、〇〇〇分の一〇（本則一、〇〇〇分の二〇）に軽減する措置を講ずることとした。（租税特別措置法第七七条の二関係）

(七)　認定経営基盤強化計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象から金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法に規定する認定経営基盤強化計画に基づき行う株式会社の設立等の登記を除外した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第八〇条の二関係）

(八)　中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が、同法に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（平成二八年三月三一日までに認定を受けるものに限る。）に従い不動産を取得する場合における当該不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八一条の二関係）

(1)　所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一〇（本則一、〇〇〇分の二〇）

(2)　所有権の保存登記　一、〇〇〇分の二（本則一、〇〇〇分の四）

(九)　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する空港運営権者が、平成二六年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に受ける関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権の設定登録に対する登録免許税の税率を、一、〇〇〇分の〇・五（本則一、〇〇〇分の一）に軽減する措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八二条関係）

(一〇)　国家戦略特別区域法の国家戦略民間都市再生事業を定めた同法の区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたことによりその事業の実施主体に対して都市再生特別措置法の民間都市再生事業計画の認定があったものとみなされた場合には、その計画に基づいて行われる都市再生事業により整備される建築物について、認定民間都市再生事業計画に基づき特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置を適用できることとした。（租税特別措置法第八三条関係）

(一一)　全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき国土交通大臣から指名された建設主体が、一定の新幹線鉄道の鉄道施設の用に供するために取得する不動産に係る所有権の保存登記若しくは移転登記又は地上権の設定登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八四条関係）

(一二)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条関係）

(2)　認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条の二関係）

(3)　預金保険法に規定する第一号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定又は特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行うべき旨の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による金融機関等の株式の引受け等に伴い、当該金融機関等が受ける資本金の額の増加の登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条関係）

(4)　国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八二条の二関係）

(5)　特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置（租税特別措置法第八三条の四関係）

(一三)　次に掲げる租税特別措置は、適用期限の到来をもって廃止することとした。

(1)　国立公園特別保護地区等内の土地に係る相続税の物納の特例（旧租税特別措置法第七〇条の一二関係）

(2)　新関西国際空港株式会社が移転補償事業により買い取った土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置（旧租税特別措置法第八二条関係）

(3)　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から交換により建物を取得した場合の登記に対する登録免許税の免税措置（旧租税特別措置法第八四条関係）

(4)　認可地縁団体が特例民法法人から取得した不動産の所有権等の移転登記に対する登録免許税の免税措置（旧租税特別措置法第八四条の三関係）

5　消費課税

(一)　入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置について、ウイスキー及びブランデーに係る特例税率を一キロリットルにつき六〇万円（改正前五〇万円）に引き上げた上、その適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第八七条の五関係）

(二)　入国者が輸入する紙巻たばこの税率の特例措置について、特例税率を一、〇〇〇本につき一万一、〇〇〇円（改正前一万五〇〇円）に引き上げた上、その適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第八八条の二関係）

(三)　非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置の創設

(1)　石油精製業者が、平成二九年三月三一日までに、石油石炭税課税済みの原料から非製品ガス（石油及び歴青油並びにこれらの調製品等の製造に伴い副次的に製造されるものであって、販売（販売以外の授与を含む。）の用に供するもの以外のものをいう。）を製造した場合には、当該石油石炭税課税済みの原料に係る石油石炭税額に相当する金額を還付することとした。（租税特別措置法第九〇条の六の三関係）

(2)　不正の行為により、右記(1)の還付を受け、又は受けようとした者は、一〇年以下の懲役若しくは一〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（租税特別措置法第九〇条の七関係）

(四)　沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置について、適用対象に沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機を加えた上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の八の二関係）

(五)　平成二六年四月一日以後に自動車検査証の交付等を受ける自家用の検査自動車のうち、新車新規登録から一三年を経過したもの（新車新規登録から一八年を経過したものを除く。）に係る自動車重量税の税率について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第九〇条の一一の三関係）

車種		車検期間	改正前	改正後
乗用自動車	二年	車両重量〇・五tごと	一万円	平成二六年四月一日～平成二八年三月三一日　一万八〇〇〇円
				平成二八年四月一日以後　一万一、四〇〇円
	一年	〃	五、〇〇〇円	五、四〇〇円
				五、七〇〇円
バス	一年	車両総重量一tごと	五、〇〇〇円	五、四〇〇円
				五、七〇〇円